

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事（建築工事を除く。以下「工事」という。）並びに測量等業務、<u>道路施設等管理業務、公園事業及び植栽管理業務</u>（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、積算内訳とは総括情報表、諸経費計算表、<u>施工箇所点在調整表、工事設計書、科目内訳表、</u>工種明細書、内訳書、施工単価表、入力データ一覧表、施工一覧表、機労材集計表、使用機械一覧表、運搬資材集計表、登録単価一覧表、特殊基礎単価一覧表、グループデータ一覧表及び工種別労務費一覧表をいう。</p> <p>第2から第4 略</p> <p>(公表の場所)</p> <p>第5 <u>鳥取県発注図面・公表設計書公開サイト（以下「公開サイト」という。）にて公開するものとする。</u></p> <p>(公表の方法)</p> <p>第6 <u>閲覧希望者は公開サイトで閲覧し、</u>写しの交付は、行わないものとする。 2 公表された内容に関する問合せには応じない。</p> <p>(公表の期間)</p> <p>第7 公表する内容を記した資料は、閲覧に供するものとする。 2 閲覧期間は原則として1年間とする。</p> <p><u>(移行措置)</u></p> <p>第8 <u>令和5年4月1日から令和5年9月30日までに契約締結する工事及び業務は、第6項の公表方法に加え、閲覧場所で紙面により閲覧に供するものとする。</u> <u>また、本庁において、随意契約により実施する工事の場合は、その本庁所管課において公表するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事（建築工事を除く。以下「工事」という。）並びに測量等業務、<u>森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち及び間伐等の施業をいう。）、</u>公園事業及び植栽管理業務（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、積算内訳とは総括情報表、諸経費計算表、工種明細表、内訳書、施工単価表、入力データ一覧表、施工一覧表、機労材集計表、使用機械一覧表、運搬資材集計表、登録単価一覧表、特殊基礎単価一覧表、グループデータ一覧表及び<u>工事、業務に係る</u>工種別労務費一覧表をいう。</p> <p>第2から第4 略</p> <p>(公表の場所)</p> <p>第5 <u>工事又は業務を施行する地方機関の契約担当課において公表するものとする。</u> <u>また、本庁において、随意契約により実施する工事の場合は、その本庁所管課において公表するものとする。</u></p> <p>(公表の方法)</p> <p>第6 <u>閲覧場所に別紙様式の閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させ、閲覧に供するものとする。</u>写しの交付は、行わないものとする。 2 公表された内容に関する問合せには応じない。</p> <p>(公表の期間)</p> <p>第7 公表する内容を記した資料は、閲覧に供するものとする。 2 閲覧期間は原則として1年間とする。</p>

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降契約締結する工事及び業務から適用する。